

奨学金・給付金等について

海技大学校では、受講されるコースによって奨学金や給付金等を受けることができます。

		海上技術コース		海技士コース			その他
		専修	専攻 (一般入学者)	三級	四級	五級 航海専修	
奨 学 金	公益財団法人海技教育財団（貸与型）	○	○			○	
	全日本海員組合（貸与型）	○	○				
国の教育ローン 日本政策金融公庫		○	○	○		○	
給 付 等	教育訓練給付制度（厚生労働省）	○	○	○	○		
	海技資格取得研修補助（全日本海員組合）			○	○		※
	教育訓練給付補完給付（全日本海員組合）			○	○		※
	地方運輸局等からの受講指示			○	○		

※第二級海上特殊無線技士講習、船舶局無線従事者証明認定講習（新規訓練）

詳細は次ページ以降に記載していますので、入学までに各自手続きをしてください。

奨学金制度

本校は、日本学生支援機構の支援対象校ではありませんが、次の奨学金制度があります。

全て「貸与」となり返還の義務があります。

- それぞれの奨学金制度に所得制限があります。（入学準備金を除く）
- 保証人及び連帯保証人の条件は各奨学金によって異なります。機関保証は行っていないため、保証人を探して頂く必要があります。

- 奨学金の種類や受講されるコースによって申請時期が異なります。

詳細は本校 学生課（TEL：0797-38-6234）又は、各団体へお問い合わせ下さい。

（1）公益財団法人 海技教育財団（貸与型）

（公財）海技教育財団では、船員教育機関の学生が安心して学業に専念できるように支援するため、次のような奨学金制度及び入学準備金制度があります。

①船員奨学金

対 象：海上技術コース（航海専修）（機関専修）（航海専攻）（機関専攻）
海技士コース（五級航海専修）

※海上技術コース（航海専攻）（機関専攻）は一般入学者のみ対象

貸与月額：2万円、3万円、4万円、5万円、6万円から1つを選択

返還方法：卒業後、7か月目から返還開始となります。（無利子）

中途退学したときは、その時点で全額を返還しなければなりません。

②入学準備金

対 象：海上技術コース（航海専修）（機関専修）（航海専攻）（機関専攻）
海技士コース（五級航海専修）

※海上技術コース（航海専攻）（機関専攻）は一般入学者のみ対象

貸 与 額：10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から1つを選択

返還方法：在学中または卒業後の返還を選ぶことができます。（無利子）

卒業後の返還を選んだ場合、卒業の翌月からの返還開始となります。

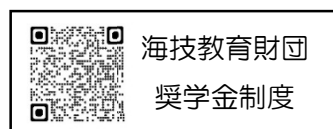
入学辞退・中途退学したときは、即時未返還残額の一括返還となります。

海技教育財団の奨学金と入学準備金の両方を借りた方は、入学準備金と奨学金と併せて返還をすることも可能です。

※入学準備金は入学前より受付開始となります。

希望者は学生課（TEL：0797-38-6234）までお問い合わせください。

詳細は公益財団法人 海技教育財団のホームページ
（<https://macf.jp/scholarship-2/>）を確認してください。



(2) 全日本海員組合（貸与型）

全日本海員組合奨学金制度は、船員職業を志す学生・生徒に奨学金を貸与する制度です。日本海運・水産産業の持続的発展、優秀な海技者の養成、資質の向上を目的としています。

対 象：海上技術コース（航海専修）（機関専修）

貸与月額：種別 1（10,000 円）または種別 2（16,000 円）の 2 種類の中から一つ選択

返還方法：卒業後、7 か月目から返還開始となります。（無利子）

詳細は全日本海員組合のホームページ

（<https://www.jsu.or.jp/member/scholarship/>）
を確認してください。



国の教育ローンについて

「国の教育ローン」は、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が扱う教育ローンです。（固定金利）教育の機会均等と家計の経済的負担の軽減をはかるために設けられています。

必要な時期にいつでも申し込みができ、利用者は学生本人ではなく保護者の方となります。
※本校は修業期間が 3 か月以上のコースが対象となります。

対 象：海上技術コース（航海専修）（機関専修）（航海専攻）（機関専攻）

海技士コース（三級航海）（三級機関）（五級航海専修）

※海上技術コース（航海専攻）（機関専攻）は一般入学者のみ対象

融資金額：学生 1 人につき 350 万円以内

（自宅外通学など、一定の要件に該当する場合は 450 万円以内）

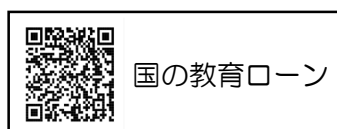
返済方法：借入日の翌月または翌々月の返済希望日からの開始となります。

また、在学中は利息のみの返済（元金据置）も可能です。

- ・扶養する子どもの人数に応じて世帯年収（所得）の上限が定められています。
- ・（公財）教育資金融資保証基金の保証、又は連帯保証人のどちらかが必要となります。

詳細は、日本政策金融公庫のホームページ

（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>）
を確認してください。



給付金等

受給は、本人が入学料・授業料を負担し、卒業した場合のみとなります。
入学までに各自で手続きを行ってください。

(1) 教育訓練給付制度（厚生労働大臣指定講座（厚生労働省））

教育訓練給付金とは、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。

本校は「専門実践教育訓練講座」が対象となります。

対 象：海上技術コース（航海専修）（機関専修）（航海専攻）（機関専攻）、
海技士コース（三級航海）（三級機関）（四級航海）（四級機関）
※海上技術コース（航海専攻・機関専攻）は一般入学者のみ対象

指定番号は次のとおりです。

（航海専修）2812008-2510091-4	（機関専修）2812008-2510101-5
（航海専攻）2812008-2510071-9	（機関専攻）2812008-2510081-1
（三級航海）2812008-2510011-2	（三級機関）2812008-2510021-5
（四級航海）2812008-2510031-8	（四級機関）2812008-2510041-0

専門実践教育訓練給付金を受けるためには、ハローワークの訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けて、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受け、受講開始日の2週間前までにハローワークで受給資格確認の手続きを行う必要があります。出願前に各自で受給資格を満たしているか確認し、入学前に各自で手続きしてください。

詳細は教育訓練給付金の検索システム

（<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>）
で確認してください。



教育訓練給付金の
検索システム

受給資格	ⅠまたはⅡに該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。 Ⅰ 雇用保険の被保険者（在職者） 専門実践教育訓練の受講を開始した日において、被保険者のうち、支給要件期間が3年以上（※）ある方 Ⅱ 雇用保険の被保険者であった方（離職者） 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付金の適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※）ある方 （※）上記Ⅰ、Ⅱとも、当分の間、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方は支給要件期間が2年以上あれば支給対象者となります。 なお、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金支給日から今回の受講開始日の前日までに3年以上経過していることが必要です。
支給額	- 専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の50%（年間上限40万円）となります。ただし、その50%に相当する額が、4千円を超えない場合は支給されません。 - 専門実践教育訓練の修了後1年以内に、目標として設定した資格を取得等し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合または就職をしている場合は、教育訓練経費の70%（年間上限56万円）で専門実践教育訓練給付金を再計算し、既支給分との差額を支給します。ただし、その70%に相当する額が、4千円を超えない場合は支給されません。 - 上記の支給の要件を満たしたうえで、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の80%（年間上限64万円）で専門実践教育訓練給付金を再計算し、既支給分との差額を支給します。ただし、その70%に相当する額が、4千円を超えない場合は支給されません。 ※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日から10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練給付金の合計額は、192万円が限度となります。
請求手続 （本人）	- 入学2週間前までに、出願者ご自身の住所を管轄するハローワークへ申請をしてください。 - 卒業後の支給申請でハローワークへ提出する次の書類は、卒業時に海技大学校からお渡しします。 「授業料等振込証明書」 「専門実践教育訓練修了証明書」 「教育訓練給付受講証明書」
問合せ先	最寄りのハローワーク

（令和8年9月現在）

《教育訓練支援給付金》

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち以下の条件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」を支給されます。

受給資格	① 受講開始日に被保険者でない方であって（※）、専門実践教育訓練給付金の受給資格があること ※受講開始日において一般被保険者である場合、「教育訓練支援給付金」は受けられません。 （適用対象期間の延長を行った方については、一般被保険者資格を喪失した日以降1年間に対象教育訓練の受講を開始できない日数分、延長することができるが、その場合も一般被保険者資格を喪失した日以降、最大4年以内に受講開始日があることが必要です。） ② 専門実践教育訓練を修了する見込みがあること ③ 専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること ④ 受講する専門実践教育訓練が夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）ではないこと ⑤ 受給資格確認時に一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと。 ⑥ 会社などの役員に就任していないこと ⑦ 自治体の長に就任していないこと ⑧ 今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと ⑨ 教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成26年10月1日前に受けたことがある場合は例外あり） ⑩ 専門実践教育訓練の受講開始日が令和9年3月31日以前であること （それ以降の受講開始日の場合は、最寄りの最寄りのハローワークへお問い合わせください。）
支給額	教育訓練支援給付金の日額は、原則として離職される直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の60%になります。 基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額（賃金日額）のおよそ80～50%になります。（基本手当の日額については、別途上限が定められています。）
支給期間	原則として、専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している間はその教育訓練が終了するまで給付を受けることができます。 この期間内の失業の状態にある日について、教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。 ただし、専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間は、教育訓練支援給付金は支給されません。基本手当の支給が終了したあとは給付を受けることができます。
請求手続（本人）	- 入学2週間前までに、出願者ご自身の住所を管轄するハローワークへ申請をしてください。教育訓練支援給付金は専門実践教育訓練給付金を受給できる方であれば給付を受けられないので、専門実践教育訓練給付金の手続きと同時にそれより後に手続きを行ってください。 2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、支給申請でハローワークへ提出する次の書類は、海技大学校からお渡しします。 「教育訓練給付受講証明書」
問合せ先	最寄りのハローワーク

（令和8年9月現在）

(2) 海技資格取得研修補助（全日本海員組合）

対 象：海技士コース（三級航海）（三級機関）（四級航海）（四級機関）
第二級海上特殊無線技士講習、船舶局無線従事者証明認定講習（新規訓練）

詳細は、（一財）全日本海員福祉センターのホームページ
（<https://www.jss01.jp/publics/index/49/>）
を確認してください。



全日本海員組合
資格取得研修

受給資格	全日本海員組合の組合員
給付額	入学検定料・受講料（入学科・教材費を含む。）の全額相当額。ただし、同一の海技士資格について 2 回目以上の受講である場合は、受講料の半額相当額の給付となります。
請求手続 （本人）	I 出願前に申請を行ってください。 II（一財）全日本海員福祉センターへ受講前に事前申し込みとして「海技資格・技能講習受講申請書」を提出します。（申請書用紙は（一財）全日本海員福祉センターのホームページよりダウンロードまたは全日本海員組合各支部にあります。） III（一財）全日本海員福祉センターにて審査後、「海技資格取得研修受講決定通知」と「研修補助・交通費補助申請書」が送付されます。受講者は受講決定通知受領後、海技大学校で受講してください。 IV 受講後、「研修補助・交通費補助申請書」を（一財）全日本海員福祉センターへ提出。提出の際、海技大学校が発行する「授業料等振込証明書」と※「入学検定料の振込を証明できる書類（宛名は出願名）」を添付してください。
問合せ先	（一財）全日本海員福祉センター TEL03-3475-5390

（令和 8 年 9 月現在）

(3) 教育訓練給付補完給付（全日本海員組合）

対 象：海技士コース（三級航海）（三級機関）（四級航海）（四級機関）
第二級海上特殊無線技士講習、船舶局無線従事者証明認定講習（新規訓練）

詳細は、（一財）全日本海員福祉センターのホームページ
（<https://www.jss01.jp/publics/index/49/>）
を確認してください。



全日本海員組合
資格取得研修

受給資格	次の 2 つの要件を満たしていること。 I 全日本海員組合員の組合員（申請時において前回の受給から 3 年以上が経過していること） II 教育訓練給付金を受給済の方。
給付額	入学検定料・受講料（入学科・教材費を含む。）の 3 割相当額（限度額 15 万円）。

請求手続 (本人)	教育訓練給付金を受領後、所定の補助申請書に教育訓練給付金の支給証明書等を添付して（一財）全日本海員福祉センターへ申請してください。 提出の際、海技大学校が発行する「授業料等振込証明書」と※「入学検定料の振込を証明できる書類（宛名は出願名）」を添付してください。（補助申請書は（一財）全日本海員福祉センターまたは全日本海員組合各支部にあります。）
問合せ先	（一財）全日本海員福祉センター Tel03-3475-5390

（令和8年9月現在）

〔注意事項〕

- ◎（１）教育訓練給付金（厚生労働省）と、（２）海技資格取得研修補助（全日本海員組合）とは重複して受給することはできません。
- ◎（２）海技資格取得研修補助（全日本海員組合）と（３）教育訓練給付補完給付（全日本海員組合）とは、重複して受給することはできません。
- ◎（２）と（３）で記載をしている「入学検定料の振込を証明できる書類」は次のとおりです。
 - ・銀行窓口をご利用される場合…振込金領収書（原紙）
 - ・ATMをご利用される場合… ※ 利用明細書（コピー）
 - ・インターネットバンキングで振り込んだとき… ※ 振込明細書を印刷したもの

例（ATM又はインターネットバンキングの場合）

振込者名：ニューガクケンテイリョウ カイギタロウ

※ATM又はインターネットバンキングをご利用される場合は、振込者名について、「ニューガクケンテイリョウ」を振込者名の前に記載していただいた上で、振込をお願いいたします。

入学検定料の振込を証明できる書類は給付手続きで使用しますので、領収書等はなくさないよう大切に保管してください。（入学検定料の領収書は発行できません。）

（４）地方運輸局等から受講指示を受けられる方へ

再就職をするために訓練等を受講することが必要であると認められた場合は、地方運輸局等がその訓練の受講を「指示」することがあります。

入学時に船員失業保険受給中で地方運輸局等から「受講指示書」を受けた方は、訓練期間中に所定給付日数が終了しても、訓練が終了する日まで引き続き基本手当が支給されるほか、訓練受講に要する費用として、失業保険金の他に移転費、技能習得手当等が支給されます。

受講指示を受けようとされる失業保険受給中又は受給見込の方は、地方運輸局等（海のハローワーク）へ願書提出前に必ず相談してください。